

旅館業法の見直しに関する意見

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生課
旅館業法の見直しに係る検討会 御中

2021年9月27日

日本肝臓病患者団体協議会
薬害肝炎全国原告団
全国B型肝炎訴訟原告団

私たちは、ウイルス性肝炎の患者団体です。

ウイルス性肝炎患者は、過去に強い偏見にさらされ、差別を受けてきました。また、現在でも、偏見・差別に関わる相談事例は後を絶ちません。

振り返れば、わが国では、ウイルス性肝炎に限らず、感染者・感染症患者への偏見、そして差別が繰り返されてきました。

この負の歴史をふまえ、感染症を理由とした偏見・差別の被害者として、以下のとおり意見を述べます。

【意見の趣旨】

- 1 旅館業法第5条本文は維持してください。
- 2 同条第1号は、偏見・差別を助長しかねない規定ですので、感染者・感染の疑いのある者の人権に配慮した仕組みを再構築してください。

【意見の理由】

1 見直しの検討状況と方向性

現在、厚生労働省「旅館業法の見直しにかかる検討会」において、旅館業法第5条について見直しが検討されています。

この見直しのきっかけが以下の全国知事会の提案・要望^{*1}および提言^{*2}であることから、旅館業者が感染者・感染の疑いのある者（以下、「感染者等」といいます）の宿泊を現行法よりもより広い範囲で拒めるような仕組みを目指しているものと受けとめました。

※1 令和3年度・国の施策並びに予算に関する提案・要望（令和2年6月4日）

※2 全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言（令和3年8月20日）

2 旅館業法第5条本文の必要性

感染者等が、「感染している」「感染している可能性が高い」という理由から、外出先で行き場を失うという事態は避けなければなりません。外出先で感染症を発症したり、また症状が悪化したりすることもありうるからです。

また、ウイルス性肝炎についていえば、「伝染性の疾患」（感染症）の1つに分類されるものの、主な感染経路は血液であり、他の宿泊客や旅館・ホテル等の労働者に感染させる危険性はほぼありません。宿泊を拒否される理由は何もないのです。しかし、ウイルス性肝炎に関する正しい知識が十分には普及しておらず、感染者等に接するうえで必要な人権感覚も広まっていないため、ウイルス性肝炎感染を理由に（本来であれば、拒否される合理的理由がないのにもかかわらず）宿泊を断られてしまう危険があります（スポーツジムの利用を断られたという相談事例があります）。このような危険を避けるためにも、同条本文が必要です。

3 同条1号の問題点

(1) 「伝染性の疾患」という文言は広範で抽象的すぎる

同条1号の「伝染性の疾患」という文言は広範で抽象的すぎます（例えば、文言上は、軽症のインフルエンザまで含まれてしまっています）。

感染症患者が「宿泊すら許されない」という事態は極めて稀です。

確かに、この極めて稀な事態を前提にして公衆衛生上の理由から宿泊拒否を認めざるをえない場合もあるでしょう（この点、「旅館業における衛生等管理要領」は、宿泊拒否ができる場合を「宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき」に限定しています）。

しかし、この場合であっても、「伝染性の疾患」ではなく、より限定的な文言を用いる必要があります。

また、ウイルス性肝炎についていえば、「伝染性の疾患」（感染症）の1つに分類されるものの、宿泊を拒否される合理的理由がないことは前述のとおりです。

結局、「伝染性の疾患」という大まかなくくり方で宿泊拒否を認めるという仕組みには無理があります。この点、感染症予防法は、感染症の種類によって規制内容を異にしていますし、学校保健安全法施行規則は「学校において予防すべき感染症」を限定的に列挙しており、これらはいずれも正しいあり方といえます。

(2) 旅館業者だけで感染の有無を正しく判断することは困難である

同条1号は、旅館業者が宿泊希望者の感染の有無を判断する仕組みになっています。この判断を間違えれば、宿泊希望者に不要な負担を強いることとなります。

しかし、旅館業者は、医療の素人であり、必ずしも感染症の診断に関する正しい知識・技量を備えているわけではありません。「明らかに認められるとき」といっても、どのような場合なら「明らか」なのか、旅館業者には判断できないでしょう。

仮に、もっぱら旅館業者に感染の有無の判断を委ねるとすれば、感染者ではない者の宿泊拒否、感染者であっても他者への感染の危険性が低い者の宿泊拒否等といった事態を招きかねません。正しい判断のためには医療関係者の関与（24時間対応の相談窓口を設ける等）が不可欠といえます。

なお、その感染者等の医療的判断の前段階におけるスクリーニングにおいて、旅館業者が宿泊希望者の個人情報をごとまで収集できるのか、その個人情報をどのように取り扱うのか、は大きな問題です。少なくとも、宿泊希望者全員に「感染症り患の有無」を尋ねたり、自己申告を求めたりするような運用は、行き過ぎといわざるを得ません。

(3) 宿泊を拒否される者の人権を守る規定がない

旅館業法には、宿泊拒否の判断が適正なものとなるための手続規定（事後的救済措置を含む）がありませんし、人権への配慮規定もありません。

また、宿泊を拒否された場合、その後、その者がどのように取り扱われるのか、についても、規定がありません。もし、感染症を発症しているのであれば、速やかに保護され、適切な医療に導かれるべきでしょう。感染者等は、保護・医療の対象であって、単なる排除で終わってはなりません。

(4) 人権侵害と偏見・差別を助長するおそれ

このように、文言が広範・抽象的で、判断能力を持たない旅館業者にその該当性の判断を委ね、かつ、宿泊を拒否される者の人権を守る規定がないという法律の下では、濫用による人権侵害が懸念されます。運用によっては、恣意的な選別が横行しかねません。安易に感染者等の宿泊を拒否することによって「排除する」ことが許されてしまえば、感染者等に対する偏見・差別が助長されてしまうことでしょう。

4 新型コロナウイルス感染症との関係

前述（「意見の理由」第1項）の全国知事会の提案等は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から出されています。同感染症の感染拡大防止対策が必要であることは理解していますが、同感染症は、「無症状でも、発症前で

も、感染させる」「接触・飛沫・マイクロ飛沫といった経路で感染が広がる」「感染力が強い」という意味で、感染症の中でも特殊なものといえます。同感染症への対応のあり方は、十分にご議論いただくとしても、その結論は、あくまで同感染症に対してのみ適用し、安易に感染症一般に広げることのないようお願いいたします。

5 最後に

以上の理由から、意見の趣旨のとおり、意見を述べます。

旅館業法第5条の見直しが、真に効果的な感染拡大防止につながるとともに、感染者・感染症患者への偏見・差別を防ぎ、また、解消し、その人権に配慮した仕組みの再構築となるよう望みます。

以 上